

『JAセレモニー恵昇友の会』約款

会員資格

第1条 めぐみの農業協同組合の「組合員及び同居の家族」が本約款を承認の上、所定の手続きを完了した者のうち、JAが入会を適当と認めた者を会員とする。資格は本人に帰するものとし、他人への譲渡及び名義変更は認めない。なお下記事由においては例外とする。

(1) 同居の家族が存在しない者が死亡した場合は、死亡者から三親等以内の親族が組合員であり、組合員本人及び同居の家族が本約款を承認の上、所定の手続きを完了した者のうち、JAが入会を適当と認めた者を会員とする。

(2) 死亡者が組合員であり、死亡者から三親等以内の組合員が存在しない場合、家族・親族の了承を得れば、死亡者の入会資格を認め葬儀後に資格消滅する事とする。

申し込み及び入会金

第2条 本会への入会を希望する者は、入会申込書及び入会金 2,000 円（税込み）を添えて JA 支店 またセレモニー課各事業所へ申し込みするものとし、本約款第6条・第7条による場合を除き入会金の返還は行わない。

会員の特典

第3条 (1) 入会日以降に会員及びその家族や親族（第1条に該当する者）の葬儀が発生した場合、めぐみの農業協同組合でそれぞれ適応される各セットプラン料金、及び葬祭ホール使用料等を割引くこととする。

(2) その他、取扱要領に基づく特典を受けることができる。

(3) めぐみの農業協同組合「JAセレモニー恵昇苑」が主催するイベントの優先的案内を行う。

(4) 一つの葬儀において、複数の会員特典を重複して受けることは出来ない。

会員資格の消失

第4条 (1) 会員が死亡した場合。

(2) 会員は入会申込書に虚偽の記載をしていたことが判明した場合。

会員情報の管理

第5条 会員情報は第3者への提供は行わない。また会員情報は個人情報保護法に基づき厳重管理をする。

クーリングオフ

第6条 本会への入会申込者は入会当日を含め8日以内において、めぐみの農業協同組合に対して入会申し込みを撤回することができる。この場合、既に納入された入会金は遅延なく全額返還する。但し会員証、入会特典品が発行されていた場合には、その会員証また授受した入会特典品の返還と引き換えに入会金の返金を行うものとする。

葬儀の施行

第7条 葬儀施行の申し込みが多数重複した場合、及び災害等特殊な事情により葬儀施行が困難と想定されるときは、葬儀の施行が出来ない場合がある。

その他

第8条 この約款に定めのないものは、その都度協議することとする。また予告なく約款内容を改定することがあるが、その都度当組合ウェブサイトに記載し会員に公表するものとする。

附 則

実施日

1. この約款は平成17年12月1日に制定する。
2. 令和3年6月1日一部改定する。
3. 令和7年4月1日一部改定する。
4. 令和8年10月1日一部改定する。